

介護インフォメーション'21 Vol.2

— 長野県健康福祉部介護支援課からのお知らせ —

令和3年5月20日発行

I 令和3年度介護保険施設・事業者に係る研修会（予定）について

令和3年度は、現時点では次の日程で集合形式による研修会を行う予定です。

詳細については、開催前に別途開催通知を施設・事業所あて送付するほか、県ホームページに掲載します。

なお、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、開催方法等を変更する場合がありますが、その際はあらためてお知らせします。**

【長野市・松本市に所在する施設・事業所の皆さまへ】

本研修会は、これまでと同様に、県と中核市で共同開催します。長野市及び令和3年4月1日から中核市に移行した松本市に所在する施設・事業所の皆さまは、以下のとおり出席いただきますようお願いいたします。

- ◎訪問介護、通所介護事業所の皆さま ⇒（長野市）北信地域の研修会に出席ください。
（松本市）中信地域の研修会に出席ください。
- ◎上記以外の施設・事業所の皆さま ⇒（長野市・松本市）全県共通の研修会に出席ください。

対象サービス	対象地域	開催日	開催時間	会場
訪問介護	東信地域	7月7日（水）	13:30～16:30	県佐久合同庁舎講堂
	北信地域	7月13日（火）		長野市若里市民文化ホール
	中信地域	7月20日（火）		県松本合同庁舎講堂
	南信地域	7月30日（金）	10:30～14:30	エス・パード （南信州・飯田産業センター）
通所介護	東信地域	7月8日（木）	13:30～16:30	県佐久合同庁舎講堂
	北信地域	7月15日（木）		長野市若里市民文化ホール
	中信地域	7月19日（月）		県松本合同庁舎講堂
	南信地域	7月29日（木）	13:30～16:30	エス・パード （南信州・飯田産業センター）
訪問看護ステーション	全県共通	8月25日（水）	13:30～16:30	県松本合同庁舎講堂
福祉用具貸与・販売		8月23日（月）	13:30～16:00	
通所リハビリテーション		7月26日（月）	10:30～12:30	キッセイ文化ホール
訪問リハビリテーション			13:30～16:45	
介護老人保健施設 短期入所療養介護		8月5日（木）	13:00～16:30	キッセイ文化ホール
介護老人福祉施設 短期入所生活介護		8月11日（水）	13:30～16:30	県松本合同庁舎講堂
介護医療院				
介護療養型医療施設 短期入所療養介護				
特定施設入居者生活介護		8月18日（水）	13:30～16:30	県松本合同庁舎講堂

※開催時間等は今後変更となる場合がありますので、開催前に送付される開催通知を必ずご確認ください。

※詳細については、下記ホームページに掲載予定です。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）
長野市 保健福祉部 高齢者活躍支援課 電話：026-224-5094（直通）
松本市 健康福祉部 高齢福祉課 電話：0263-34-3213（直通）

II 令和3年度認知症介護指導者養成研修について

標記研修について、認知症介護研究・研修大府センター長から募集通知がありました。

貴所職員の研修受講を希望する場合は、健康福祉部介護支援課まで必要書類の提出をお願いします。

○掲載URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材の養成・研修について」
→「認知症介護指導者養成研修について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/ninchisyoshidousya.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

III 被爆者の介護保険等助成事業の対象サービスの拡充について

令和3年4月1日以降のサービス分から、「認知症対応型共同生活介護」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護」が、介護保険等利用被爆者助成事業の対象になりました。

【請求方法】

1 新規対象サービスの令和3年4月利用分から7月利用分の請求について

以下の2つの請求方法があります。

(1) 利用者負担分のみを償還払いとして請求する方法（令和3年5月から8月の間に請求する方法）

・介護サービス事業者

助成の対象となる利用者負担分の金額を介護サービス利用者から受領し、領収書を発行する。

・介護サービス利用者

介護保険利用被爆者助成金支給申請書（様式第1号）に、介護サービス事業者から発行された利用者負担分の領収書及び介護保険サービスの内容を記載した書類（介護給付費明細書等）を添付し、管轄する保健福祉事務所（中核市においては当該中核市保健所）へ提出する。

(2) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に令和3年9月以降に請求する方法

新規対象サービスの令和3年4月利用分から7月利用分については、9月以降、国保連合会においてシステム処理が可能となる予定ですので、原爆助成公費を利用し、月後れの請求として9月以降に国保連合会へ請求してください。

なお、事業者が8月までに、国保連合会へ原爆助成としてシステムを用いて請求を行った場合には、返戻（エラー）となりますのでご注意ください。

2 新規対象サービスの令和3年8月利用分以降の請求について

通常通り、原爆助成公費を利用し、介護事業者から国保連合会へ請求を行うことができます。

※長野県公式ホームページでも、助成事業の詳細についてご案内していますのでご確認ください。

○掲載URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「原爆被爆者援護」→「原爆被爆者の介護保険利用助成」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/chiki-fukushi/kenko/fukushi/jose.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 地域福祉課 自立支援・援護係 電話：026-235-7094（直通）

IV 令和3年10月から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「本年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成31年4月24日付け厚生労働省事務連絡）で周知されたとおり、新商品について3か月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

今般、令和3年10月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

○掲載URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「福祉用具」→「(参考) 福祉用具全国平均貸与価格・貸与価格の上限公表に係る関係通知等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）令和3年度」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

V 電子メールアドレスの登録について

介護保険制度に係る情報を迅速に提供するため、県は電子メール、長野県ホームページへの掲載により周知してまいります。介護保険指定事業所の皆様におかれましては、可能な限り電子メールアドレスの登録をお願いします。登録を希望する未登録事業所又はアドレス変更があった事業所は、下記URLから様式をダウンロードし、下記問合せ先までFAX又はメールにて提出してください。

なお、地域密着型サービス事業所・施設、長野市及び松本市指定の事業所・施設の皆様におかれましては、指定をしている市町村からの情報提供となりますので、登録の必要はありません。

○掲載URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「組織案内」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護保険指定事業者の皆様への情報」→「電子メール登録フォームはこちらから」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureiisha/service/jigyosha/index.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

FAX：026-235-7394 メールアドレス：kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp

【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。

介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新申請期間
2021 年 7 月 1 日 ～ 2021 年 7 月 31 日	2021 年 5 月 11 日 ～ 2021 年 6 月 10 日
2021 年 8 月 1 日 ～ 2021 年 8 月 31 日	2021 年 6 月 11 日 ～ 2021 年 7 月 10 日
2021 年 9 月 1 日 ～ 2021 年 9 月 30 日	2021 年 7 月 11 日 ～ 2021 年 8 月 10 日
2021 年 10 月 1 日 ～ 2021 年 10 月 31 日	2021 年 8 月 11 日 ～ 2021 年 9 月 10 日
2021 年 11 月 1 日 ～ 2021 年 11 月 30 日	2021 年 9 月 11 日 ～ 2021 年 10 月 10 日
2021 年 12 月 1 日 ～ 2021 年 12 月 31 日	2021 年 10 月 11 日 ～ 2021 年 11 月 10 日
2022 年 1 月 1 日 ～ 2022 年 1 月 31 日	2021 年 11 月 11 日 ～ 2021 年 12 月 10 日
2022 年 2 月 1 日 ～ 2022 年 2 月 28 日	2021 年 12 月 11 日 ～ 2022 年 1 月 10 日
2022 年 3 月 1 日 ～ 2022 年 3 月 31 日	2021 年 12 月 1 日 ～ 2022 年 2 月 10 日 ※申請予定者多数のため、2021 年 12 月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、御協力をお願いします。
2022 年 4 月 1 日 ～ 2022 年 4 月 30 日	2022 年 2 月 11 日 ～ 2022 年 3 月 10 日
2022 年 5 月 1 日 ～ 2022 年 5 月 31 日	2022 年 3 月 11 日 ～ 2022 年 4 月 10 日
2022 年 6 月 1 日 ～ 2022 年 6 月 30 日	2022 年 4 月 11 日 ～ 2022 年 5 月 10 日

※令和3年(2021 年)5月及び6月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様にご存知いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp